

令和6年4月

障害児者日常生活用具給付事業における改正について

障害児者日常生活給付事業において、令和6年4月1日から次のとおり制度の改正を行いました。

- ①「頭部保護帽」の給付対象となる人が増えました。
→最重度又は重度の知的障害児者の場合は、てんかん等の発作による転倒だけでなく、自傷行為を行う人にも給付できるようになりました。
- ②「情報通信支援用具」の給付対象となる用具が増えました。
→パソコンの周辺機器だけでなく、タブレット端末やスマートフォンの周辺機器を給付できるようになりました。
- ③「音声読書器」で給付対象となる用具が増えました。
→従来の「音声・拡大読書器」から「音声読書器」に種目名を改正し、音声で活字文書を読み上げる機能があるウェアラブル読書器等を給付できるようになりました。
(音声・拡大読書器の性能で規定していた「拡大された画像をモニターに接続し映し出す機能」を不要としました)
- ④「スチーム用装具」で給付対象となる用具が増えました。
→ ・スチームを廃棄するときに使用する「防臭袋」を給付できるようになりました。
・「洗淨剤」の対象商品に「リモイス泡クレンズ」を追加しました。

(参考)洗淨剤の対象となる商品一覧<令和6年4月1日時点>

リモイスクレンズ	アルケア株式会社
リモイス泡クレンズ	アルケア株式会社
セキュラ CL	スミス・アンド・ネフュー株式会社
泡ベーター F	株式会社ベーター・プラス
シルティ 水のいらないもち泡洗淨	コロプラスト株式会社

相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部
高齢・障害者支援課 障害支援班
電話:042-769-8355
FAX:042-769-5708